金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第一項ただし書中「第八号まで及び第十二号」を「第九号まで及び第十三号」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　当該不動産信託受益権に係る信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

附　則

この府令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

府令・省令

○内閣府・経済産業省令第二号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）を実施するため、家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
経済産業大臣　枝野　幸男

家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令

家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令（平成二十一年内閣府・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条」を「前条第一項」に改め、「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「都道府県の条例」を「都道府県又は市の条例」に改める。

様式第一中「内閣総理大臣・経済産業大臣」を「消費者庁長官、経済産業局長、都道府県知事又は市長」に改める。

附　則

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府・国土交通省令第六号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行に伴い、及び不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十四条第一項の規定に基づき、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
国土交通大臣　前田　武志

不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第十二号チ中「から第五号まで」を「から第六号まで」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

附　則

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

○国土交通省令第七号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三十五条第一項第十四号イ及びロ並びに同条第三項第七号（同法第五十条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
国土交通大臣　前田　武志

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第五号」を「第六号」に、「、第二号」を「から第三号まで」に、「第七号から第十二号」を「第八号から第十三号」に、「第四号まで及び第六号から第十一号」を「第五号まで及び第七号から第十二号」に改め、第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

第十六条の四の七中「、第二号」を「から第三号まで」に、「第六号」を「第七号」に改め、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

第十九条の二の六中「、第二号」を「から第三号まで」に、「第六号」を「第七号」に改め、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　当該信託財産である宅地又は建物が津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項により指定された津波災害警戒区域内にあるときは、その旨

附　則

この命令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

○内閣府・国土交通省令第八号

津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十六条第一項第三号、第五十八条、第六十二条第二項第二号、第六十三条第一項（同法第六十七条において準用する場合を含む。）及び第六十五条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
国土交通大臣　前田　武志

指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令

（指定避難施設の管理方法に関する基準）

第一条　津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という。）第五十六条第一項第三号の内閣府令・国土交通省令で定める基準は、避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動（第三条第一号において「物品の設置等」という。）により避難上の支障を生じさせないこととする。

（指定避難施設に関する行為の届出）

第二条　法第五十八条の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。